

## 2 1 地域の公害防止対策事業計画案の同意について

### 1. 公害防止対策事業計画について

公害防止対策事業計画は、環境基本法第 17 条に基づき都道府県知事が作成する公害防止計画の一部を構成するものです。都道府県知事は、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法）に基づく国の財政上の特別措置を受けようとする場合に、公害防止対策事業計画案の環境大臣同意を求めて協議することができます。

### 2. 2 1 地域の公害防止対策事業計画案について

平成 22 年度までを計画期間とする公害防止計画が策定されていた 30 地域（24 都府県）のうち、2 1 地域（18 都府県）において、引き続き平成 23 年度を始期とする公害防止計画案が作成され、その一部を構成する公害防止対策事業計画案について、各都府県の知事から本年 2 月に協議がありました。

協議のあった 2 1 地域の公害防止対策事業計画案について、3 月 2 日に開催された公害防止計画小委員会（委員名簿は別紙 1 のとおり。）において了承いただいた後、公害対策会議の議を経て、3 月 16 日に環境大臣が同意を行いました。各地域の公害防止対策事業計画案の概要は別紙 2 のとおりです。

### 3. 公害防止対策事業計画案の対象事業

公害財特法に規定する次の事業のうち、各地域の公害防止計画案の主要課題に係る環境基準の達成等に資する事業が対象事業となります。

- ① 下水道の設置又は改築の事業
- ② しゅんせつ、導水等の事業
- ③ 農用地等について実施される客土等の事業
- ④ ダイオキシン類による土壤汚染に係る客土等の事業

### 4. 公害防止対策事業計画案の計画期間

公害防止対策事業計画案の計画期間は、当該地域の公害防止計画案の計画期間と同じであり、一般に公害財特法の適用期限に合わせて 10 年とされています。一部の地域において、対策事業の終了又は見直しにあわせて 7 年又は 5 年としています。各地域の公害防止計画案の計画期間及び主要課題は別紙 3 のとおりです。

## 中央環境審議会 総合政策部会 公害防止計画小委員会

## 委員名簿

区分	氏名	現職名
委員長	岡田 康彦	弁護士法人北浜法律事務所代表社員
委員	浅野 直人	福岡大学法学部教授
委員	上野 正三	全国市長会廃棄物処理対策特別委員会委員長
臨時委員	石川 忠男	(財)下水道新技術推進機構理事長
臨時委員	太田 勝敏	東洋大学国際地域学部国際地域学科教授
臨時委員	細見 正明	東京農工大学大学院教授
専門委員	飯島 孝	(財)産業廃棄物処理事業振興財団専務理事
専門委員	香川 順	東京女子医科大学名誉教授
専門委員	小室 一人	全国知事会調査第二部長
専門委員	山下 充康	(財)小林理学研究所理事長

21地域の公害防止対策事業計画案の概要

(別紙2)

地域名	公害防止対策事業計画の対象とする地域	公害防止対策事業等			
		下水道	しゅんせつ等	農用地客土等	ダイオキシン類対策
鹿島地域 (茨城県)	鹿嶋市 神栖市	○	—	—	—
埼玉地域 (埼玉県)	さいたま市 熊谷市 川口市 行田市 所沢市 春日部市 狭山市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 八潮市 蓮田市 坂戸市 鶴ヶ島市 伊奈町	○	○	—	—
千葉地域 (千葉県)	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 君津市 四街道市 印西市 白井市	○	○	—	—
東京地域 (東京都)	中央区 港区 墨田区 江東区 品川区 大田区 世田谷区 北区 板橋区 足立区 八王子市 町田市	○	○	—	—
神奈川地域 (神奈川県)	横浜市 川崎市 横須賀市	○	—	—	—
新潟地域 (新潟県)	新潟市	○	—	—	—
岐阜地域 (岐阜県)	岐阜市 各務原市	○	—	—	—
富土地域 (静岡県)	富士市	—	○	—	—
愛知地域 (愛知県)	名古屋市 豊橋市 岡崎市 碧南市 安城市 小牧市	○	○	—	—
京都地域 (京都府)	京都市 宇治市 向日市 長岡京市 大山崎町	○	—	—	—
大阪地域 (大阪府)	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 松原市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 藤井寺市 東大阪市 四條畷市 交野市 大阪狭山市 忠岡町	○	○	—	—
兵庫地域 (兵庫県)	神戸市 尼崎市 西宮市 伊丹市 加古川市 宝塚市 川西市	○	—	—	—
奈良地域 (奈良県)	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 生駒市 王寺町	○	—	—	—
和歌山地域 (和歌山県)	和歌山市	○	○	—	—
岡山・倉敷地域 (岡山県)	岡山市 倉敷市 玉野市 早島町	○	—	—	—
備後地域 (岡山県・広島県)	福山市 笠岡市	○	—	—	—
広島地域 (広島県)	広島市	○	—	—	—
香川地域 (香川県)	坂出市	○	—	—	—
福岡地域 (福岡県)	福岡市	○	—	—	—
北九州地域 (福岡県)	北九州市	○	○	—	—
大牟田地域 (福岡県)	大牟田市	○	—	○	—
	21地域 18都府県 121市町村(106市5町10特別区)	20地域	8地域	1地域	—

## 21地域の公害防止計画案の概要

(別紙3)

地域	計画期間	主要課題	主要課題の内容	公害防止対策事業計画に該当するもの
鹿島地域	10年	北浦、常陸利根川及び鹿島灘海域の水質汚濁	北浦及び常陸利根川のCODに係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図るとともに、鹿島灘海域のCODに係る水質汚濁の防止を図る。	○
		鹿島コンビナート周辺における大気汚染	鹿島コンビナート周辺における大気汚染の防止を図る。	—
埼玉地域	10年	都市地域における大気汚染の防止	都市地域における大気汚染の防止を図る。	—
		東京湾に流入する河川の水質汚濁の防止	ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止、並びに東京湾のCODに係る水質汚濁、窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。	○
		自動車交通公害の防止	大気汚染及び騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止を図る。	—
千葉地域	5年	印旛沼、手賀沼の水質汚濁	印旛沼、手賀沼のCODに係る水質汚濁、窒素及び燐による富栄養化の防止を図る。	○
		東京湾の水質汚濁	東京湾のCODに係る水質汚濁、窒素及び燐による富栄養化の防止を図る。また、千葉港八幡地区のダイオキシン類による底質汚染の防止を図る。	○
		地下水汚染	トリクロロエチレン等による地下水汚染の防止を図る。	—
東京地域	10年	東京湾の水質汚濁	東京湾のCODに係る水質汚濁並びに全窒素及び全りんによる富栄養化の防止を図る。	○
		横十間川のダイオキシン類汚染	横十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。	○
神奈川地域	5年	自動車交通公害	大気汚染及び騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止を図る。	—
		東京湾の水質汚濁	東京湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及び燐による富栄養化の防止を図る。	○
		地下水汚染	トリクロロエチレン等による地下水汚染の防止を図る。	—
新潟地域	10年	新潟海域の水質汚濁	新潟海域のCODに係る水質汚濁の防止を図る。	○
岐阜地域	10年	伊勢湾に流入する河川の水質汚濁	伊勢湾に流入する河川の汚濁負荷を削減し、伊勢湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素、りんによる富栄養化の防止を図る。	○
		自動車交通騒音	騒音の著しい沿道における自動車交通騒音の防止を図る。	—
		地下水汚染	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等による地下水汚染の防止を図る。	—
		都市地域における大気汚染	都市地域における大気汚染の防止を図る。	—
富士地域	7年	ダイオキシン類等による田子の浦港の底質汚染	ダイオキシン類による田子の浦港の底質汚染の防止を図る。	○
愛知地域	10年	都市地域における大気汚染	都市地域における光化学オキシダント等に係る大気汚染の防止を図る。	—
		自動車交通公害	国道1号等の主要幹線道路沿道における二酸化窒素に係る大気汚染、騒音の防止を図る。	—
		伊勢湾(三河湾を含む)及びその流域都市内河川の水質汚濁	都市内河川の水質汚濁の防止を図るとともに、伊勢湾(三河湾を含む。以下同じ。)のCOD、全窒素及び全りんに係る水質汚濁・富栄養化の防止を図る。	○
		油ヶ淵の水質汚濁	油ヶ淵のダイオキシン類による水質汚濁及びCODに係る水質汚濁の防止を図る。	○

地域	計画期間	主要課題	主要課題の内容	公害防止対策事業計画に該当するもの
京都地域	10年	大阪湾に流入する河川の水質汚濁	大阪湾に流入するCODの汚濁負荷量の削減並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。	○
大阪地域	10年	大阪湾の水質汚濁	大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。また、大阪港内のダイオキシン類及びPCBによる底質汚染の防止を図る。	○
		河川の水質汚濁	ダイオキシン類に係る水質汚濁及び水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。	○
兵庫地域	10年	交通公害	国道43号をはじめとする大気汚染及び騒音の著しい道路沿線や山陽新幹線鉄道沿線における交通公害の防止を図る。	—
		海域の水質汚濁	大阪湾等のCODに係る水質汚濁の防止を図る。	○
奈良地域	10年	大阪湾に流入する河川の水質汚濁	水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図り、併せて大阪湾のCODに係る水質汚濁並びに窒素及びりんによる富栄養化を防止を図る。	○
和歌山地域	10年	河川の水質汚濁	水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図り、併せて瀬戸内海のCODに係る水質汚濁を防止するため河川の水質汚濁の防止を図る。	○
岡山・倉敷地域	10年	自動車交通公害	大気汚染、騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止を図る。	—
		児島湾及び備讃瀬戸の水質汚濁	児島湾及び備讃瀬戸のCODに係る水質汚濁の防止を図る。	○
		児島湖の水質汚濁	児島湖のCODに係る水質汚濁、窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る。	○
備後地域	10年	自動車交通公害	大気汚染、騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止を図る。	—
		河川の水質汚濁	水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図る。	○
		箕島町地先海域及び備讃瀬戸の水質汚濁	箕島町地先海域及び備讃瀬戸のCODに係る水質汚濁の防止を図る。	○
広島地域	10年	自動車交通公害	大気汚染、騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止を図る。	—
		広島湾の水質汚濁	広島湾のCODに係る水質汚濁の防止を図る。	○
香川地域	10年	河川及び備讃瀬戸の水質汚濁	水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図り、併せて備讃瀬戸のCODに係る水質汚濁の防止を図る。	○
福岡地域	10年	博多湾海域の水質汚濁	博多湾海域のCODに係る水質汚濁の防止を図る。	○
北九州地域	10年	響灘及び周防灘、及び豊前地先海域の水質汚濁	響灘及び周防灘、及び豊前地先海域の水質汚濁の防止を図る。	○
		洞海湾(川代泊地)のダイオキシン類汚染	洞海湾(川代泊地)のダイオキシン類による底質汚染の防止を図る。	○
大牟田地域	10年	河川の水質汚濁	水質汚濁の著しい河川のBODに係る水質汚濁の防止を図り、併せて有明海の窒素及びりんによる富栄養化を防止するため、有明海に流入する河川の水質汚濁防止を図る。	○
		農用地土壌汚染	大牟田市におけるカドミウムによる農用地の土壌汚染の防止を図る。	○